



エール少額短期保険



あなたには、  
強いコモンが  
ついていてる。

〔引受保険会社〕

エール少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第76号

〒104-0043 東京都中央区湊2-2-8 CKビル4階

ご契約内容に関するお問い合わせ / 苦情・相談窓口

0120-888-727

保険金請求に関するお問い合わせ

0120-000-455

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00(土・日・祝日等を除く)

<http://yell-lpi.co.jp>

2019-OP・募-027

〔募集代理店〕

個人型 法務費用保険

弁護士保険コモン

契約者特典 + 3つの安心サポート付

『パワハラ』・『セクハラ』・『ネット炎上』・『離婚問題』・『近隣問題』などに、もしもの備えを。

# 弁護士保険コモンは

個人に突然降り掛かる法的トラブルの発生を防ぎ、いざというときにあなたを守るための保険です。



## 法的トラブルは**弁護士**に相談を！



「**弁護士に相談できるサービス**」や「**弁護士にかかる法務費用の補償**」を受けることができます。

法的トラブルを未然に抑止し  
円満な解決を図れるよう、  
弁護士がアドバイスいたします。

### ■契約者をサポートする「契約者特典」

突然降り掛かる法的トラブルの解決をサポートする付帯サービスです。

<b>ハラスメントヘルプナビ</b>  パワハラやセクハラなどのトラブル時 <b>弁護士に対応を相談</b> <ul style="list-style-type: none"><li>ハラスメント行為(いやがらせ)を繰り返させないためにどのような法的対応が取れるのか相談できます。</li><li>どのように証拠を集めるのか、また損害賠償や慰謝料請求をする手続などについてアドバイスが受けられます。</li></ul> ※1回の相談につき最大20分まで無料	<b>ネットストーカーヘルプナビ</b>  ネットストーカーなどのトラブル時、 <b>弁護士に対応を相談</b> <ul style="list-style-type: none"><li>匿名掲示板やSNS上での誹謗中傷やネット上のつきまといを繰り返させないための弁護士情報を提供いたします。</li><li>ネット誹謗中傷に強い弁護士の情報提供を受けることで早期に解決できる可能性が広がります。</li></ul> ※1回の相談につき最大20分まで無料
<b>示談交渉人案内サービス</b>  トラブルの相手方と <b>示談交渉を行う専門家(弁護士)の情報を提供</b> <ul style="list-style-type: none"><li>刑事事件、賠償金請求など、示談による解決を得意とする専門家(弁護士)の情報を提供いたします。</li></ul> ※示談交渉人(弁護士)の情報提供のみが無料となります。	<b>冤罪ヘルプナビ</b>  痴漢に間違われたなどの冤罪トラブル時、 <b>弁護士にヘルプコール</b> <ul style="list-style-type: none"><li>弁護士に連絡が取れるまでの間、音声にて初動対応をガイドいたします。</li><li>事件発生後 48 時間以内の弁護士への相談料や接見費用は当社が全額負担いたします。</li></ul> ※冤罪でなかった場合は、すべてご利用者様のご負担となります。

### ■法的トラブルを予防する「3つの安心サポート」

法的トラブルの予防と早期解決のための付帯サービスとして、ご利用いただけます。

<b>弁護士直通ダイヤル</b>  法的トラブル時に <b>弁護士に直接電話で相談</b> <ul style="list-style-type: none"><li>私生活上のトラブルに関する初期相談を弁護士に直接電話で相談できます。</li></ul> ※1回の相談につき最大20分まで無料 ※執務状況によってはお電話に出られない場合や、即日対応ではなくご予約の上、後日相談対応させていただきます場合がございます。	<b>法律文書チェックサービス</b>  契約書や契約内容、 内容証明郵便などへの 対応を <b>弁護士に相談</b> <ul style="list-style-type: none"><li>電話または面談での口頭相談の場合、30分まで無料で相談できます。</li><li>契約書や書面チェックの場合、弁護士が内容確認し、30分まで対応可能な範囲が判断します。</li></ul> ※契約書のチェックや相談は同一事案につき、30分程度の内容までが無料	<b>弁護士検索サポート</b>  相談内容に 応じた <b>弁護士を検索</b> <ul style="list-style-type: none"><li>トラブルの内容に応じた弁護士探しをサポートします。</li><li>24時間365日、何度でも無料でご利用いただけます。ただし選定された弁護士の対応は平日のみとなります。</li></ul> ※1回の相談につき最大20分まで無料
---	---	--



# 法的なトラブルに巻き込まれたときに、 必要となる弁護士などへの費用を 補償いたします。

## ■弁護士にかかる「法務費用の補償」

法律相談料や、着手金、日当、手数料、事件終了時の報酬金などの弁護士費用を補償いたします。

### 法律相談料保険金

#### 弁護士などへの相談によって生じた 法律相談料の実費を補償

- 法律相談料の実費が補償されるので、気兼ねなく弁護士へ相談することができ、トラブルの早期解決やトラブルの拡大防止につなげることができます。
- 相談できる弁護士がいない場合でも、付帯サービスの「弁護士検索サポート」を活用し、法的トラブルの内容にあった弁護士を探すことができます。

※1事案あたりの限度額などご利用には上限があります。

### 法務費用保険金

#### 弁護士などへの事件委任によって生じた 着手金や手数料、日当を補償

- 事件委任時に必要となる着手金リスクを軽減することができます。これによりこれまで諦めていた法的トラブルにも立寄り入りすることなく戦うことができます。

※1事案あたりの限度額などご利用には上限があります。

### 免責金額なしで、自己負担が軽減されます\*

弁護士保険コモンなら、安い保険料負担で免責金額なしを選択可能。  
少額のトラブルでも、弁護士に委任できます。

※免責金額ゼロ特約を付帯した場合です。

免責金額とは、法務費用保険金の算出に際し、基準法務費用から差し引く金額のことです。

免責金額は、同一保険期間での法的トラブル回数によって金額が異なります。1回目5万円/2回目10万円

#### ■お支払いする保険金の計算方法

$$\text{着手金(委任契約時)} = \text{基準法務費用} - \text{免責金額} \times \text{基本てん補割合}$$

$$\text{手数料・日当} = \text{基準法務費用} \times \text{基本てん補割合}$$

$$\text{報酬金(事件終了時)} = \text{基準法務費用} \times \text{基本てん補割合}$$

※基準法務費用とは、保険金の計算の基準となる弁護士報酬などの額として、普通保険約款に定めた方法で算出した金額です。

## ■必要な補償を選べる「特約」

以下の特約を契約時に付帯することができます。

### 法律相談料 保険金不担保特約

- 法律相談料保険金を不担保(対象外)とすることで、保険料を安くすることができます。

### 免責金額 ゼロ特約

- 法務費用保険金の算出に際し、基準法務費用から差し引く金額を0(ゼロ)として取り扱う特約です。

### 道路交通事故 不担保特約

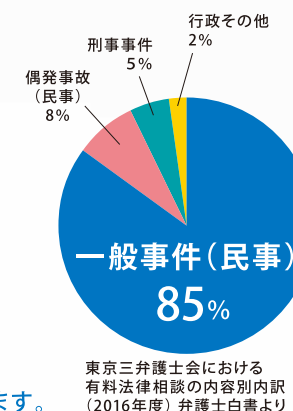
- 道路交通事故について、保険金を支払わないとすることで、保険料を安くすることができます。

# 一般生活上のあらゆるトラブルを幅広く補償

## ■偶発事故と一般事件

偶発事故とは、突発的で予測不可能な原因により起こってしまった事故のことです。具体的には交通事故や火災、自転車事故などがこれに該当します。

一般事件とは、偶発事故には分類されない一般的な事件を指します。具体的には離婚の問題や遺産相続のトラブル、労働問題などがこれに該当します。



## ■弁護士保険コモンは、一般事件も偶発事故も、 同じように十分な補償をご提供します。

弁護士保険で最も大事なものは、一般事件の補償額です。民事トラブルの85%を占める一般事件が対象外だったり補償が小さかったりすれば、せっかく弁護士保険に加入していても、いざというときに役に立たない可能性が高まります。

## ■支払対象となる主な法的トラブル



※責任開始日から一定期間の間(待機期間3ヶ月、不担保期間1~3年)に発生した法的トラブルについては、保険金が支払われません。詳しくはご契約にあたっての注意事項「待機期間と不担保期間」を参照ください。

## ■こんな場合にも保険が使えます

弁護士保険コモンは、法律相談や、示談交渉、訴訟・調停の他、次のような場合にも補償の対象となります。

### 書面による鑑定

書面によって依頼人の法律問題に対して判断をしたり、意見をすることです。事案特有の専門知識や複雑な法律問題が関係することも多く、事実関係や法律・判例調査も必要なので、法律相談とは区別されます。書面によらない場合は、法律相談に含まれます。

### 証拠保全

訴訟において、裁判所があらかじめ証拠調べをしておかなければ、のちにその証拠を使用することが難しくなる場合に、事前に証拠を確保しておくための手続をいいます。

### 法律関係調査

弁護士は、職務上、他人の戸籍や住民票をとることができます。また、「弁護士法23条照会」により、金融機関・支店の預金の種類・変動・残高を調べたり、特定の口座名義人の住所・氏名や、携帯電話番号から契約者・使用者の住所・氏名を調べることができます。こうした事実関係の調査をいいます。

### 内容証明郵便の作成

トラブルの相手方に対して、代金を支払うよう請求したり、または問題行為を止めるように警告したりするときに必要な内容証明郵便の作成を依頼できます。

### 裁判書類の作成

訴状・答弁書・準備書面などの訴訟のために必要な書類、その他、裁判所に提出する申立書の作成を依頼できます。

### インターネット記事の削除請求

インターネットのプロバイダーに対して、記事の削除や発信者情報の開示を請求することができます。

# 選べる3つのプラン。 あなたにあった 補償と保険料を・・・。

## ■ 保険料・保険金額

	ステイタス	レギュラー	ライト
<b>通算限度額<sup>※1</sup></b>	2,500万円	1,000万円	150万円
<b>年間限度額<sup>※2</sup></b>	500万円	200万円	30万円
<b>1事案限度額</b>	500万円	200万円	30万円
<b>基本 てん補割合</b>	着手金 / 報酬金 70% / 70%	着手金 / 報酬金 70% / 0%	着手金 / 報酬金 90% / 0%
<b>法務費用 保険金</b>			
<b>年間限度額<sup>※2</sup></b>	20万円	10万円	10万円
<b>1事案限度額</b>	55,000円	22,000円	11,000円
<b>法律相談料 保険金</b>			
<b>年間限度額<sup>※2</sup></b>	20万円	10万円	10万円
<b>1事案限度額</b>	55,000円	22,000円	11,000円
<b>保険料</b>	免責金額ゼロ特約を付帯しなかった場合		
<b>月払</b>	5,540円/月 <sup>※3</sup>	2,640円/月 <sup>※3</sup>	1,510円/月 <sup>※3</sup>
<b>一括払</b>	65,400円/年 <sup>※3</sup>	31,200円/年 <sup>※3</sup>	17,700円/年 <sup>※3</sup>
<b>月払</b>	5,100円/月	2,200円/月	1,180円/月
<b>一括払</b>	60,200円/年	26,000円/年	13,900円/年

※1 最初の契約日以降、すべての保険期間の保険金支払額を合計した金額。  
 ※2 同一の保険期間(1年間)における総支払額の限度額。  
 ※3 免責金額ゼロ特約を付帯した保険料。

## ■ 特約

	ステイタス	レギュラー	ライト
<b>法律相談料保険金不担保特約</b>	-820円/月 -9,600円/年	-400円/月 -4,800円/年	-120円/月 -1,400円/年
<b>道路交通事故不担保特約</b>	-450円/月 -5,400円/年	-200円/月 -2,400円/年	-100円/月 -1,200円/年

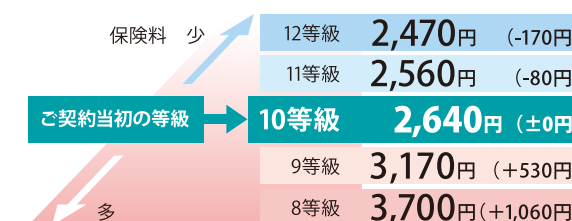
※上記の特約を付加した場合、保険料が安くなります。

# ご契約にあたっての注意事項

## ■ 保険料等級

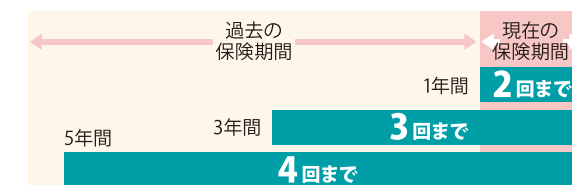
- 保険金の支払実績に応じて決定される等級(1等級~20等級)で、毎年の保険料が増減します。
- ご契約当初の等級は10等級からスタートします。

※レギュラープランで免責金額ゼロ特約を付帯した際の保険料と等級のイメージ



## ■ 法務費用保険金の支払回数限度について

- 過去に遡り、以下の保険期間ごとに定めた支払回数限度を超えて法務費用保険金を支払いません。



## ■ 支払対象外の法的トラブルと免責事由

- 次の表で「×」印があるものは、保険金の支払対象外です。
- その他の支払対象外・免責事由については、普通保険約款にてご確認ください。

法的トラブルの内容	法律相談料保険金	法務費用保険金
相手方に請求する額または相手方から請求される額が5万円未満のもの	×	×
共有物の分割、境界の確定または筆界の特定に係るもの	×	×
自己破産および債務整理事件	○	×
行政・税務不服申し立て、行政・税務事件訴訟	○	×
金銭消費貸借契約に係る事件、およびその民事執行手続	○	×
事業資金の出資、有価証券投資に係る事件	○	×
刑事事件、少年事件、医療観察事件	○	×

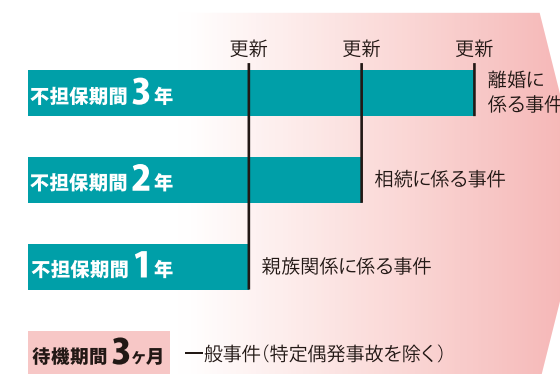
※法務費用保険金の支払対象となる原因事故は、その管轄裁判所が日本の裁判所であり、かつ、日本の国内法が適用されるものであることを要します。

免責事由	法律相談料保険金	法務費用保険金
次の事由に起因・付随・随伴して生じた原因事故 戦争その他の変乱・暴風雨・豪雪・地震・津波・その他の異常な自然現象・核物質の作用、 大気汚染・地盤沈下・液化化など、発がん性物質の作用	×	×
保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による次の加害行為 殺人・暴行・その他の他人の生命を害する行為、住居侵入・脅迫・強制わいせつ・強要・その他の他人の自由を害する行為、 窃盗・詐欺・器物破損・その他の他人の財産を害する行為、秘密漏示・名誉棄損・業務妨害の行為	×	×
刑事事件として起訴された行為(当該行為に係る民事上の請求も免責です)	×	×
麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナーなどを摂取した状態で行った行為	×	×
アルコールなどの影響で正常な判断・行動に支障がある状態で行った行為	×	×
保険契約の趣旨に鑑みて濫用性が高いと当社が判断する行為	×	×
次に掲げる者を相手方として弁護士など委任契約を行う場合 保険契約者、当社、保険金を支払わない相手方として保険証券に記載された者	×	×
被保険者が原因事故の解決を委任した弁護士などとの間で紛争になった場合	×	×

※詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)」「普通保険約款」を必ずご確認ください。

## ■ 待機期間と不担保期間

- 責任開始後、一定の期間に発生した原因事故については、保険金支払いの対象とならない場合があります。
- 道路交通事故などの偶発的な事故(『特定偶発事故』といいます)を除く、一般事件について、責任開始日から3ヶ月以内に発生した原因事故については、保険金をお支払いできません。この期間を待機期間といいます。
- 離婚・相続・親族関係のトラブルについて、責任開始日後一定期間内に発生した原因事故は、保険金をお支払いできません。
- この取り扱いを特定原因不担保といい、保険金をお支払いしない期間を不担保期間といいます。



ご契約にあたっての注意事項